

平成 28 年第 3 回定例会 総務常任委員会記録

|            |   |              |               |
|------------|---|--------------|---------------|
| 開 催<br>日 時 | 平成 28 年 9 月 12 日 午前 8 時 59 分～<br>平成 28 年 9 月 12 日 午後 1 時 46 分   | 召集場所         | 第 3 委員会室      |
| 付 託<br>事 件 | 議案第 114 号 西予市いじめ問題再調査委員会条例制定について<br>議案第 115 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について<br>議案第 117 号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について<br>認定第 118 号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について<br>認定第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）<br>認定第 123 号 平成 28 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第 1 号） |              |               |
| 出 席<br>委 員 | 酒井 宇之吉  | 山本 英明        | 中村 一雅         |
|            | 佐藤 恒夫   | 中村 敬治        | 兵頭 学          |
|            | 藤井 朝廣   |              |               |
| 説 明 員      | 総務企画財務部長 宗 正弘   | 総務課長 宇都宮 裕   | 教育部長 松川 伸二    |
|            | 税務課長 富永 誠   | 学校教育課長 梶川 桂一 | まちづくり推進課長 高橋司 |
|            | 総合政策課 藤井 兼人   | 財政課長 山岡 薫彦   | 教育総務課長 沖村 智   |
|            | 文化体育振興課 土居眞二  | 生涯学習課 中須賀 敏幸 | 消防長 西川 伝      |
|            | 消防総務課長 佐藤 克也  | 議会事務局長 浅野 信也 |               |
| 傍 聴 者      | なし  |              |               |
| 山本副委員長     | 開会宣告を行うと共に、委員長に挨拶を促す。   |              |               |
| 酒井委員長      | (開会 午前 9 : 03)  |              |               |
| 山本副委員長     | 挨拶を行う。  |              |               |
| 宗総務企画財務部長  | 宗総務企画財務部長に挨拶を促す。  |              |               |
| 山本副委員長     | 挨拶を行う。  |              |               |
| 酒井委員長      | 諸注意を述べた後、委員長に進行を促す。   |              |               |
|            | 議案審査に入る旨を告げる。   |              |               |
|            | <b>【総務部】</b>  |              |               |
|            | <b>【総務課所管分】</b>   |              |               |
|            | <b>議案第 114 号西予市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題として、部課長の説明を求める。</b>   |              |               |
| 宇都宮総務課長    | 議案に基づき説明する。   |              |               |
| 酒井委員長      | 質疑を諮る。  |              |               |
| 藤井委員       | 今の説明の中に、学校欠席の相当期間という説明があったのですが、相当期間というのはどれくらいの期間を考えているのですか、委員会の方は。  |              |               |



|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <p>宇都宮総務課長</p>                    | <p>そういう被害者向けに設置されていると、そういうようなものにとらえてよろしいでしょうか。</p> <p>重大事態が発生をしたときにおきましては、先ほどありましたとおり再調査を行うということについては、より公正な調査をというところもありますので、必ずしも被害者ということだけではなかろうかと思いますが。総合的に考えますと被害者のためでもあり、また学校全体の関係もありということだと考えております。</p>   |
| <p>酒井委員長<br/>山本副委員長<br/>酒井委員長</p> | <p>副委員長、委員長の発議の許可をお願いします。</p> <p>許可します。</p> <p>副委員長の許可をいただきまして、私のほうから質問をいたします。教育委員会と学校側との連携について、先般の話の中で綿密な連携を取っていじめを少なくするという連絡がございましたけれども、全国的ないじめの発生、そして重大事項に発生する経緯の中で、ほとんどが学校側と教育委員会、そして行政側との連携がしっかり成されていない。そういう結果の中に、今回のような市長、首長が入り込まなければならないような例が発生したと。このように私は解釈をいたしております。いじめの察知、そしていじめの芽。そのようなものについての報告、義務、そして連携、相談。俗にいう企業でいうハウレンソウ的な対応が教育委員会、学校側、そして父兄、その中に成されていないような、弱いような感じがいたしますが、このような対策についてどのように考えているのか1点、お尋ねします。なお教育法が変わりまして、首長が教育部長を選任するようなシステムに変わりました。そのような中で、新たにこのいじめの対応が変わっていくのか。変わっていくとすれば、首長の権限がやはり強くなるのか。その辺りについて2点、お尋ねいたします。</p> |
| <p>梶川学校教育課長</p>                   | <p>まず学校なんですけれども、国によっていじめ対策推進法ができましたが、それによって学校には必ずいじめ防止等のための基本方針を策定することになっております。それによっていじめの認知を早くして、組織的で学校で解決することになっておりますが、学校では小さい芽は摘むことができて、できない場合もあると思います。そのときは、学校教育課には指導主事もおります。補佐が来ておりますが、こういう補佐に行けど。学校に行って、同じテーブルでその相談をします。それでまだ問題が収まらないときには、教育委員会においてもいじめ問題対策委員会というのをつくりますので、その中でまた検討をするということになります。西予市の場合、現状としては学校と連携して、何かが起こったら電話ではなく訪問してもらって相談を受けるということになってますので、教育委員会内で今のところは解決できていると考えております。西予市に至っては、市長部局でこの再調査委員会が開</p>  |

|          |   |
|----------|---|
| 酒井委員長    | 催されることはないように、私たちは連携を図っていきたいと思っております。今の段階はありません、そこまでになるいじめは、以上です。  |
| 梶川学校教育課長 | もう1点、お尋ねしますけれども。小さな芽が生まれたときに、学校側はどの程度に判断すれば、教育委員会に報告するようになってるのでしょうか。  |
| 酒井委員長    | 程度というのは判断できませんけれども、ほとんどの場合は学校のほうに電話をいただくことにはなっております。  |
| 梶川学校教育課長 | 今のは学校側に連絡が来るっていう意味合いじゃなしに、いじめという判断をしたときには全て教育委員会に報告するのか。それとも、いじめの中にもいろんな性質の問題があると思います。その時点で、どの辺りでどういうように報告しているのか。先ほど本議会の中に、綿密な連携を取っていじめをなくすという言葉がございました。これをどのようにしてるかという意味合いで、この質問をいたしております。 |
| 酒井委員長    | 学校がいじめと判断した場合は、速やかに教育委員会に報告するようになっております。そして、それは速やかに報告するんですけど、1カ月通しての集計も必ず上げてくることになっております。   |
| 梶川学校教育課長 | そういう案件が、過去3年間に西予市にはどれほどあったのでしょうか。   |
| 酒井委員長    | 27年が21件。26年が19件。28年はまだ途中ですけれども、今の段階で10件でございます。  |
| 梶川学校教育課長 | 父兄とのコミュニケーションの取る分については教育委員会が入らない場合、そして教育委員会が入らなくて学校だけで父兄と話し合いをする。こういう手順に具体的にはなると思うんですが、その数字の中にこの3年間の中に、教育委員会で父兄と綿密な連携を取った件数はどれぐらいございますか。  |
| 酒井委員長    | 1件でございます。   |
| 兵頭委員     | 暫時休憩を告げる。(9:13-9:15)  |
| 酒井委員長    | 再開を告げる。   |
| 梶川学校教育課長 | この今ほどの話の中で、学校に対する体制は一応できてるんですけど、家庭内いじめの関係はどのようにこれから対策を考えられてるんですか。   |
| 酒井委員長    | ただ今の質問は学校教育課とは関連が、多少、付随してはあると思いますけれども。お答えできるようでしたら、課長お願いします。  |
| 梶川学校教育課長 | 学校教育課のほうにも、いろんな情報が入ってくるんですけども、家庭内いじめ、家庭内DV。そういうことについては、学校教育課にも入ってきましたら福祉課のほうと連携をして、場合によったらケース会議を開いたりして対応をしております。  |
| 酒井委員長    | 質疑を終結する。<br>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。   |

|             |   |
|-------------|---|
| 酒井委員長       | <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p> <p>暫時休憩を告げる。(9:28-9:30)</p> <p>再開を告げる。</p>        |
| 酒井委員長       | <p><b>【税務課所管分】</b></p> <p><b>議案第 115 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題として、部課長の説明を求める。</b></p> |
| 富永税務課長      | <p>議案に基づき説明する。</p>  |
| 酒井委員長       | <p>質疑を諮る。</p>   |
|             | <p>質疑なく、質疑を終結する。</p>  |
| 酒井委員長       | <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p>  |
|             | <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p>   |
| 酒井委員長       | <p><b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題</b></p>                               |
|             | <p><b>として、部課長の説明を求める。</b></p>   |
| 富永税務課長      | <p>予算書により説明を行う。</p>   |
| 酒井委員長       | <p>質疑を諮る。</p>   |
|             | <p>質疑なく、質疑を終結する。</p>  |
|             | <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p>  |
| 酒井委員長       | <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p>   |
|             | <p>暫時休憩を告げる。(9:36-9:38)</p>   |
|             | <p>再開を告げる。</p>  |
|             | <p><b>【まちづくり推進課所管分】</b></p>   |
|             | <p><b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題</b></p>                               |
|             | <p><b>として、部課長の説明を求める。</b></p>   |
|             | <p>予算書により説明を行う。</p>   |
|             | <p>質疑を諮る。</p>   |
| 中村敬治委員      | <p>おイネ賞事業の基金ですが、基金残高がいくら位あって、今年どういおイ</p>  |
|             | <p>ネ賞関係の事業を計画されているかお伺いします。</p>  |
| 高橋まちづくり推進課長 | <p>おイネ賞事業の基金でございますが、現在 1107 万 1000 円でございます。それ</p>                                       |
|             | <p>で今回 28 万 1000 円を取り崩しまして、残りが 1107 万 1000 円でございます。</p>                                 |
|             | <p>ですから現在、1135 万 2000 円の基金残高でございます。今年度の予定でござ</p>  |
|             | <p>いますけれども、先ほど申しましたように宇和文化会館で 12 月の第 1 日曜</p>   |
|             | <p>日の午後、開催するようにしております。最初の表彰式をだいたい 1 時間内</p>   |
|             | <p>で終わらせてまして、それから辨野先生の講演会というようなことを予定して</p>  |
|             | <p>おります。以上でございます。</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 酒井委員長    | <p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p>   |
| 酒井委員長    | <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p> <p>暫時休憩を告げる。(9:49-9:58)</p> <p>再開を告げる。</p>   |
|          | <p><b>【総合政策課所管分】</b></p>   |
|          | <p><b>議案第123号 平成28年度西予市一般会計補正予算(第4号)についてを議題として、部課長の説明を求める。</b></p>   |
| 藤井総合政策課長 | <p>予算書により説明を行う。</p>  |
| 酒井委員長    | <p>質疑を諮る。</p>  |
| 藤井委員     | <p>この地方創生推進交付金、6ページですね。これ1、2、3、四つ。これ四つともが、今回の補正の2467万5000円ですかね。これに該当しとるわけでしょう、この国庫支出金がありますからね。これの内訳は、聞いてよろしいんですかね。どういう内容かということは。それぞれ課が二つにまたがっておりますから、藤井課長のところではないわけですがけれども。これ聞いて構わないですかね。</p>  |
| 藤井総合政策課長 | <p>詳しくはご説明できませんが、概略はご説明させていただきます。</p>  |
| 酒井委員長    | <p>課長、執行する課は違いますでしょうけれども、部局の予算立案につきましては基本があるわけがございますので、その点につきまして説明を求めます。</p>   |
| 藤井総合政策課長 | <p>それではこの4事業について、概略をご説明させていただきます。まず、最初の経済振興資金供給モデル事業でございますが、市内におけます新規企業者、規模拡大事業者に対しまして市が2000万円を上限として出資するとともに、合わせて金融機関から融資することで大規模な総合支援を行い、新たな産業育成を図る事業でございます。</p> <p>続いて、南予地区官民連携事業承継推進事業でございますが、これにつきましては昨年度から実施している事業で、南予地域4市5町が事業主体となりまして、事業承継困難による廃業等のリスクがある企業、事業所等を対象に人材紹介会社等の民間会社や商工会、愛媛県等と連携し全国から経営者候補を募集、マッチング等を行う事業でございます。</p> <p>続いて、建設課所管の都市計画策定管理事業でございますが、これはこの事業のうち立地適正化計画の策定に掛かる経費が法規の対象となっております。立地適正化計画は医療、福祉施設、商業施設や居住等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通などを含め都市全体の構造を見直すための</p> |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>マスタープランを策定する事業でございます。</p> <p>最後に、米博物館リノベーション事業でございますが、こちらは旧小学校の木造校舎を日本有数の長さを誇る廊下の価値を生かしながら、異業種の方が共同で使用する事務所スペース。これをコワーキング施設と申しますが、起業や創業をするために活動する入居者を支援する施設、インキュベーション施設と申します。それと大学と連携し、講座や研究のための教室。サテライトオフィスになりますが、等に改修をいたしまして、『学びの家』として現役復帰させる事業でございます。この4事業につきまして、交付金が採択されております。</p> |
| 中村敬治委員   | <p>この上から3番目の都市計画策定管理事業というのは、今、聞きましたんですけれども、西予市の都市計画マスタープランつくってからもう長いんですけれども、そういうのも対象になっておるといっていいのでしょうかね。分らないければいいんですけれども。</p>   |
| 藤井総合政策課長 | <p>この事業は先ほど申しましたように、都市適正化立地計画と合わせて都市計画のマスタープランの変更に関します予算も組み込まれております。そのうち対象になったのが、立地適正化計画の部分が今回対象となっております。</p> <p>以上です。</p>  |
| 酒井委員長    | <p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p> <p>暫時休憩を告げる。(10:07-10:10)</p> <p>再開を告げる。</p>   |
| 酒井委員長    | <p><b>【財政課所管分】</b></p> <p><b>議案第123号 平成28年度西予市一般会計補正予算(第4号)についてを議題として、部課長の説明を求める。</b></p>   |
| 山岡財政課長   | <p>予算書により説明を行う。</p>   |
| 酒井委員長    | <p>質疑を諮る。</p> <p>暫時休憩を告げる。(10:14-10:21)</p> <p>再開を告げる。</p>  |
| 酒井委員長    | <p>質疑なく、質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p>   |
| 酒井委員長    | <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p>   |
| 酒井委員長    | <p>暫時休憩を告げる。(10:22-10:40)</p> <p>再開を告げる。</p>  |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <p>酒井委員長<br/>松川教育部長</p>            | <p><b>【教育部】</b><br/><b>【教育総務課所管分】</b><br/>松川教育部長に挨拶を促す。<br/>挨拶を行う。<br/><b>議案第 117 号 西予市立学校および幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題として、部課長の説明を求める。</b></p>  |
| <p>沖村教育総務課長<br/>酒井委員長<br/>佐藤委員</p> | <p>議案書により説明を行う。<br/>質疑を諮る。<br/>明間小学校の廃校のことで説明を受けたんですが、今、推進委員会のほうでしっかり通学方法とかが成されてるっていうことをお聞きしましたが、今の推進委員会でのどのくらいな状況的なものが、通学方法が例えばマイクロバスですとか、具体的な状況の説明をお願いしたいんですけど。</p>                                     |
| <p>沖村教育総務課長</p>                    | <p>現在、通学方法につきましては、教育条件部会の中で話を進め、保護者の意見等も集約した上で、スクールバスを運行するという提案が成され、この件につきましては先般の推進委員会でも承認をされたところでございます。現在、明間地域のそれぞれの児童が在する場所等を洗い出し、その通路、通学方法、バスの運行経路等について保護者も交え協議をしているところでございます。今のところ、そのような状況でございます。</p> |
| <p>佐藤委員</p>                        | <p>では、スクールバスを使うということは決まっているけど、まだ例えば運行方法とか、どのような形で進んでいくかっていうのは、まだはっきり決まってるっていうことではない、とういうことでよろしいでしょうか。</p>   |
| <p>沖村教育総務課長</p>                    | <p>今の段階では、停留場所等の確認をしておるところですが、ほぼ保護者等の合意に近付いているとは思いますが、若干まだ検討の余地がございます。今のところは、4カ所程度の停留所を、集合場所ですね、それを確保した上で進めることができるといふふうに考えております。</p>  |
| <p>佐藤委員</p>                        | <p>例えばなんですが、スクールバス以外で、乗り遅れたとかそういうふうなときは保護者なりのマイカーでの送り迎えとかっていうふうなことがあるんじゃないかと思うんですが、そういったことに対しては教育委員会としてはどのような形で思われておりますか。それは当たり前のことで、例えば運行経路を変えるとかっていうふうなことでは考えられてはいないですか。</p>                            |
| <p>沖村教育総務課長</p>                    | <p>基本的に乗り遅れということに関しては、特に今のところ考えてはおりません。現在、宇和地域以外についても運行はしておりますけれども、運転手さんがそこで確実に子どもが乗るかどうかっていうのを確認した上で通学しているような状況ですので、基本的にその集合時間に来ていただいて、それで</p>   |

|            |  |
|------------|--|
| 藤井委員       | 児童を乗せるということが基本かと思っておりますので。それらの件に関しては、              |
| 酒井委員長      | また今後の協議とさせていただければと思っております。                         |
|            | 暫時休憩をお願いします。                                       |
| 酒井委員長      | 暫時休憩を告げる。(10:51-10:59)                             |
|            | 再開を告げる。  |
| 酒井委員長      | 質疑を終結する。   |
|            | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。                            |
| 酒井委員長      | 挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。                     |
| 酒井委員長      | <b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題</b> |
| 沖村教育総務課長   | <b>として、部課長の説明を求める。</b>                             |
| 酒井委員長      | 予算書により説明を行う。                                       |
|            | 質疑を諮る。   |
| 酒井委員長      | 暫時休憩を告げる。(11:03-11:05)                             |
|            | 再開を告げる。  |
| 酒井委員長      | 質疑なく、質疑を終結する。                                      |
|            | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。                            |
| 酒井委員長      | 挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。                     |
| 酒井委員長      | <b>議案第 126 号平成 28 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算につ</b>     |
| 沖村教育総務課長   | <b>いてを議題として、部課長の説明を求める。</b>                        |
| 酒井委員長      | 予算書により説明を行う。                                       |
|            | 質疑を諮る。   |
| 酒井委員長      | 質疑なく、質疑を終結する。                                      |
|            | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。                            |
| 酒井委員長      | 挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。                     |
|            | 暫時休憩を告げる。(11:09-11:14)                             |
| 酒井委員長      | 再開を告げる。  |
| 酒井委員長      | <b>【文化体育振興課所管分】</b>                                |
| 土居文化体育振興課長 | <b>議案第 118 号西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを</b>       |
| 酒井委員長      | <b>議題として、部課長の説明を求める。</b>                           |
|            | 議案書により説明を行う。                                       |
|            | 質疑を諮る。   |
|            | 質疑なく、質疑を終結する。                                      |

|           |   |
|-----------|---|
| 酒井委員長     | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。<br>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。<br>暫時休憩を告げる。(11:17-11:18) |
| 酒井委員長     | 再開を告げる。   |
| 酒井委員長     | <b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題</b>                                  |
|           | <b>として、部課長の説明を求める。</b>  |
| 土居文化体育振興長 | 予算書により説明を行う。  |
| 酒井委員長     | 質疑を諮る。  |
| 中村敬治委員    | 関連の質問ですが、西予市のホームページを見ますと、愛顔つなぐ愛媛国体  |
|           | ということで、お知らせ新着情報の中に協賛募集についてというのがござい  |
|           | まして。その中で、野村高等学校からカウントダウンボード日記とか。ある  |
|           | いは、特別支援学校からミキャン人形 2 体と国体ポスターということが、ス  |
|           | ペースの関係で二つだけしか出てないのかなと思いますけれども、これにつ  |
|           | いては状況を説明していただけたらと思いますが。   |
| 土居文化体育振興長 | ご質問について説明をさせていただきます。説明にありましたように、当初、   |
|           | 野村高等学校の美術部の皆さんにカウントダウンパネルを作成していただき  |
|           | まして、野村支所と城川支所のほうに掲示をしております。また、特別支援  |
|           | 学校のほうでは、みきゃん人形をつくっていただきましたので、その分を広  |
|           | 報活動、西予市ケーブルテレビのいろんな国体の取材等々報道していただ   |
|           | いたときに、そのものを使ったりしているところがございます。今回のソフト   |
|           | ボールおよび相撲競技のリハーサル大会においては、大塚製菓株式会社様か  |
|           | らスポーツドリンク。また亀井製菓株式会社さまからは、おもてなし用の茶  |
|           | 菓子をご提供いただきまして、好評をいただいたところがございます。以上、   |
|           | 答弁とさせていただきます。   |
| 中村敬治委員    | なかなか見通しは難しいと思いますけれども、先進的なよその岩手国体とか  |
|           | そういう所もこういうことをやってるんだろうと思いますけれども。今後、  |
|           | ぜひこういうことは積極的に PR していただいて、協賛募集を積極的にやって   |
|           | いただければ、いろいろ今、言われましたようにここに載ってないけれども  |
|           | スポーツドリンクとか茶菓子とか、しっかりとまた提供いただけるようにな  |
|           | ろうと思いますので。ホームページだけで PR されておりますが、なんかもう   |
|           | ちょっといい方法があれば、積極的に PR していただけたらと思っております。  |
|           | よろしく申し上げます。   |
| 兵頭委員      | 今の国体の関連で質問させていただきますが、8 月に聞いた時点では、野村   |
|           | のほうですが民泊受け入れが 47 のうち 41。まだ六つ残っているという話だ  |
|           | ったんですが、その後の進展はいかがなっておりますか。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 土居文化体育振興長 | 9月12日、本日現在で一応47分の43ということで、43チームの受け入れを決定しているところでございます。  |
| 兵頭委員      | ということは残り4チームということですが、ある程度の説明をされて地区、地域に。ある程度、納得はしていただいて、だんだんチーム数が増えてると思うんですけど、残り1年ぐらいですので、なお一層の努力をしていただいて、快くチームを受けていただく地域を早めにつくっていただけたらと思いますが。よろしく願いいたします。  |
| 土居文化体育振興長 | 本当にありがたいお言葉、ありがとうございます。今、現在、野村地区のほうでは、ある程度の民泊の受け入れが固まってきております。そういった中で、なかなかあと4地区について難しいところもありますので、城川町の田穂、魚成地区。それから宇和町においては競技会場となります乙亥会館にも近いので明間地区。それから皆田地区の方にもお願いをさせていただいているところです。やはり相撲競技、また民泊についての野村地区のかたがたとの温度差は若干あるのですが、少しずつ理解を求めてお願いをしているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。 |
| 松川教育部長    | 暫時休憩をお願いいたします。   |
|           | 暫時休憩を告げる。(11:25-11:33)   |
|           | 再開を告げる。  |
| 酒井委員長     | 質疑を終結する。   |
|           | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。  |
| 酒井委員長     | 挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。   |
|           | 暫時休憩を告げる。(11:34-11:35)   |
|           | 再開を告げる。  |
|           | <b>【生涯学習課所管分】</b>  |
| 酒井委員長     | <b>議案第123号 平成28年度西予市一般会計補正予算(第4号)についてを議題として、部課長の説明を求める。</b>  |
| 中須賀生涯学習課長 | 予算書により説明を行う。   |
| 酒井委員長     | 質疑を諮る。   |
| 山本副委員長    | レベルの低い質問で申し訳ないんですが、今、グリーストラップいうと、具体的にどのような、何をするものなんでしょうか。  |
| 中須賀生涯学習課長 | 簡単に言いますと、各家庭でも排水マスというものがあると思います。汚れた汚水を流すときに、油分とか一般ごみとかの排水を一時的にためておきまして、きれいなうわ水だけを流すような施設であります。   |
| 山本副委員長    | 分かりました。  |

|          |  |
|----------|--|
| 酒井委員長    | <p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p> <p>暫時休憩を告げる。(11:39-11:42)</p>   |
| 酒井委員長    | 再開を告げる。  |
| 酒井委員長    | <p><b>【消防総務課所管分】</b></p> <p><b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題として、部課長の説明を求める。</b></p>  |
| 酒井委員長    | 西川消防長に挨拶を促す。   |
| 佐藤消防総務課長 | 予算書により説明を行う。   |
| 酒井委員長    | 質疑を諮る。   |
| 中村一雅委員   | <p>朝日分団第 2 部のポンプ車から小型ポンプに代替えということに関する関連質問でございますけれども、通常、ポンプ車から小型ポンプに切り替えると、分団員の人数の配置とか変更があるように、私個人的に思うのですが。そこについては、どうでしょう。決まっておりますでしょうか。</p>  |
| 佐藤消防総務課長 | <p>現時点では、人数の変更までは考えておりません。現状の人数を維持していくというふうに考えております。なお、現状で三瓶町のポンプ車の台数は 5 台。積載車の台数が 11 台でありまして、ポンプ車は朝日分団と谷道分団にそれぞれ 2 台。揚分団に 1 台を配備しております。朝日分団と谷道分団の 2 台のうち、それぞれ 1 台を積載車にするという計画でございます。これは街中の狭い道路事情に対応するために、小回りの利く積載車のほうがいいんじゃないかというような判断がございまして、消防団それから地元の方々に了解を取っておる計画でございます。以上でございます。</p>                 |
| 山本副委員長   | <p>簡単な質問なんですけど、救命胴衣 70 着言われましたけども、具体的な装備というか防火とか防水とかそういうような具体的な質というか、そのようなものはどのようなものなんでしょうか。</p>   |
| 佐藤消防総務課長 | <p>救命胴衣につきましては、海岸部に属する詰所にはそれぞれ 10 着。それ以外の詰所には 5 着。市全体で 595 着を整備する計画でありまして、昨年度までに 465 着整備済みでありますので、残り 129 着になっております。この救命胴衣につきましては、海上保安部のほうから調査報告ものが出ておりまして、これによりますと救命胴衣を装備している船と装備していない船で海難事故に遭ったときには、約 3 倍の救命率があるというふうにいわれております。なぜ山のほうに必要なんですかということがあると思いますけれども、例えば河川部で行方不明者の捜索をするということでもありますとか、大水が出たと</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 兵頭委員     | <p>きに避難誘導にかかる場合には必ず着て出ていただくというふうなことで、各詰所に5着を装備するものでございます。また海岸部については想定どおりの津波の対応であるとかいう場合に必要でございますので、10着を予定しているというものでございます。以上でございます。</p> <p>今の救命胴衣の関連で、これは計画的に来年で一応できるということなんですが、計画の595着ですか。こういう計画的なものは、当初予算に普通上げるべきだと思いますけど、なんでこの9月の補正のときに上げられたのか説明願います。</p>  |
| 佐藤消防総務課長 | <p>先ほど財源内訳として、消防団員と公務災害補償等共済基金からの助成金を活用してこの事業を実施しておりまして、ほぼ100パーセント助成金でまかなうことにしております。これは、当初は全ての計画をこの共済基金のほうに計画を出しまして、そして595着分を出しとるんですけども、その中で愛媛県で割り振りがありまして。そして、今回は48万4000円を出しますよと。前は60万円ですよとかいうふうに、それぞれに決まっております。その決まる時期が6月ということになっておりますので、それが決まってから補正予算に上げさせていただくという形を取らせてもらっています。以上が説明です。</p>  |
| 中村敬治委員   | <p>これは595着と、全体でですね。海岸部は10着、山のほうは5着ということなんですけどね、分団ごとに。これはものですから、いずれ耐用年数があると思いますけれども、595着がいつ頃から導入されておるのか。一般的にはどれぐらい耐用年数があるものかな。1着6千数百円ぐらいになろうと思うんですけども、そういうこと。もう一つの質問は、消防のポンプ車が故障したと言われましたけれども、非常に高額なものですからね。どういう原因で故障したのか。取り扱いが十分徹底されておるのか。日常のメンテナンスがうまくいっておるのか。古くなれば故障はするんでしょうけれども、このポンプ車がいつ頃、購入されたものかなと。比較的新しいのに故障して、これは根本的なことだから新規購入したほうが安いですよというようなことになったんでは、これはやはり問題があるのかなという気がしておるところなんですけども、そういう日常の維持管理などはどのように。うまく適正に行われておったけれども、こうなったのかということでございますが、よろしくをお願いします。</p> |
| 佐藤消防総務課長 | <p>まず、救命胴衣の耐用年数でございますけれども。これは後ほど、回答させていただきます。現在の消防本部のほうでも救命胴衣を当初から購入して装備しておりますけれども、これは昭和50年代ぐらいに配備したのですが、現在もまだ使っております。といいますのは、中身が発泡スチロールででき</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>中村一雅委員<br/>酒井委員長</p> <p>酒井委員長<br/>酒井委員長<br/>酒井委員長<br/>酒井委員長</p> | <p>ておりますので、何かを膨らましてということではありませんので、現状でも使っているというのが現状です。何でも耐用年数はあると思いますので、後ほどお答えをさせていただきます。2 点目、ポンプ車の使用方法であるとか管理についてでございますが、このポンプ車は平成 11 年に配備をしたもので、今年度で 17 年経過しております。故障の原因は、ポンプ内部のインペラの腐食であるというふうに、今、メーカーのほうの回答がそういうことでした。腐食したインペラの部品、金属片が放水とともに排出されるという状態でございます、このままではいずれ放水不能に陥りますよということで、このポンプを取り換えなければならないと。このポンプの取り換えについては、200 万程度掛かりますということで。しかもこのポンプはメーカーのほうに輸送しまして、そこの工場で分解して中を見てみないと分からないということでございますので、症状のみの判断でポンプのインペラの一部でしょうということが判明しておりますので。それを例えば、開けて見たときにその他にも腐食が見られた場合には、200 万プラスこの部品といったようなことも可能性はありますという話でございました。これを受けまして、実はポンプ車の耐用年数を 18 年というふうに考えております。ただ、18 年で全てのポンプ車が使えなくなるわけではございませんので、18 年で一括して更新というわけではない、計画を 18 年をめどに計画を立てている。実質上は 20 年、21 年といったようなところが更新年の計画に乗っているような状況です。その中で朝日分断のポンプ車が 17 年経過しておいて、更新計画が 34 年ではございましたので、これを前倒しするというような話でございます。その腐食の原因というのは、ここは海沿いの分団でございますので海水を使うことがあったであろうというふうに予測しております。海水を使う分団は他にもいくつもありまして、使った後には真水で洗い流すように指導はしております。今回も消防団長名で、海水を使用した後の真水の使用による管理を徹底してくださいということで通知を出したところです。以上でございます。暫時休憩をお願いします。</p> <p>暫時休憩を告げる。(12:00-12:03)</p> <p>再開を告げる。</p> <p>質疑を終結する。</p> <p>採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。</p> <p>挙手全員であり、委員会として原案どおり可決すること宣言する。</p> <p>暫時休憩を告げる。</p> <p>再開は 13:00 とする旨告げる。</p> |
|--|--|

|          |   |
|----------|---|
|          | <b>(午後の部)</b>   |
| 酒井委員長    | 再開を告げる。(13 : 39)  |
| 酒井委員長    | 審査の前に、西川消防長から午前中の回答をしたい旨の報告がありましたので許可します。   |
| 西川消防長    | 午前中の総務常任委員会におきまして、 <b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算 (第 4 号)</b> 消防本部所管分についての説明の中で、救命胴衣の耐用年数と更新計画について、中村敬治議員からご質問がありました。このことにつきまして、担当課長からお答えさせていただきます。   |
| 佐藤消防総務課長 | 昨年度までに導入いたしました、製造メーカー及び調査した範囲でのその他のメーカーにおいては、耐用年数の設定はされておりません。また、船舶検査時の検査項目等におきましても、救命胴衣の耐用年数の規定はございません。西予市におきましても耐用年数を設定して、定期的に更新をする計画はございません。ただ、使用されている素材は、必ず経年劣化しますので、生地やベルト等々が破れる等の不具合の状況に応じまして、随時更新を図っていくというふうに考えております。以上でございます。 |
| 酒井委員長    | 質疑を諮る。  |
|          | 質疑なく、質疑を終結する。   |
| 酒井委員長    | これをもって訂正といたします。   |
|          | 暫時休憩を告げる。(13 : 41－13 : 42)  |
|          | 再開を告げる。   |
|          | <b>【議会事務局所管分】</b>   |
| 酒井委員長    | <b>議案第 123 号 平成 28 年度西予市一般会計補正予算(第 4 号)についてを議題として、部課長の説明を求める。</b>   |
| 酒井委員長    | 浅野議会事務局長に挨拶を促す。   |
| 浅野議会事務局長 | 挨拶を行う。  |
| 浅野議会事務局長 | 予算書により説明を行う。  |
| 酒井委員長    | 質疑を諮る。  |
|          | 質疑なく、質疑を終結する。   |
|          | 採決に移る旨を告げ、賛成の委員の挙手を求める。   |
| 酒井委員長    | 挙手全員であり、委員会として原案どおり可決することを宣言する。   |
| 山本副委員長   | 閉会宣言 (13 : 46)  |